

財務省告示第十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年一月十日 財務大臣臨時代理 國務大臣 柳澤 伯夫

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	の法律及びその条項	発行方法	発行額	払込金額	最低額	振替単位	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百八十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一十号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け額	千六百四十億三千三百三十六万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。		平成十八年十二月二十日

十 発行価格 額面金額百円につき百円五十六

十一 利率 年一・七パーセント 平成十九年六月二十日を支払期

十二 初期利率 平成十九年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十四号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

十四 償還期限 利率を支払う。以前六月間に属す

十五 償還金額 平成二十八年十二月二十日

十六 元利支 日本銀行

十七 払込期日 平成十八年十二月二十日